



藤

# 村上会計だより

編集 発行人  
村上税理士事務所

税理士 村上 行雄  
税理士 村上 慎一

〒933-0843  
高岡市永楽町1-2  
TEL 0766(24)2030(代)  
FAX 0766(24)2160  
<http://murakami.zei-mu.com>

## 5月

(皁月) MAY

3日・憲法記念日  
4日・国民の休日  
5日・こどもの日

日	14	28
月	1	15 29
火	2	16 30
水	3	17 31
木	4	18
金	5	19
土	6	20
日	7	21
月	8	22
火	9	23
水	10	24
木	11	25
金	12	26
土	13	27

## 5月の税務と労務

- |  |   |
|--|---|
| <b>国 税</b> / 4月分源泉所得税の納付<br>5月10日                          | <b>国 税</b> / 確定申告税額の延納届出による徴収猶予税額の納付<br>5月31日 |
| <b>国 税</b> / 3月決算法人の確定申告<br>(法人税・消費税等) 5月31日               | <b>国 税</b> / 特別農業所得者の承認申請<br>5月15日            |
| <b>国 税</b> / 9月決算法人の中間申告<br>5月31日                          | <b>地方税</b> / 自動車税・鉾区税の納付<br>県条例で定める日          |
| <b>国 税</b> / 6月、9月、12月決算法人の<br>消費税等の中間申告<br>(年3回の場合) 5月31日 | <b>労 務</b> / 労働保険料(概算・確定)申<br>告書の提出 5月22日     |
| <b>国 税</b> / 個人事業者の消費税等の中<br>間申告(年3回の場合) 5月31日             | <b>労 務</b> / 労働保険料(全期・1期分)の<br>納付 5月22日       |

### ワンポイント 政管健保の改革

中小企業のサラリーマンを中心に、約3,600万人が加入する政府管掌健康保険(政管健保)の改革が、平成20年10月に行われる予定です。現在、社会保険庁が運営している政管健保は都道府県単位の運営となり、全国一律となっている保険料率は都道府県ごとに地域の医療費を反映した保険料率となります。

## 新会社法により、 円滑な事業承継が 可能に



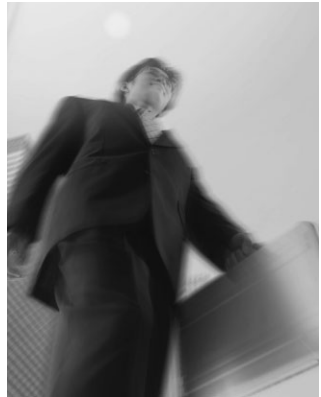
### ■ ■ ■ 1 株式売渡請求

これまで、株式を譲渡制限株式会社とした場合でも、相続や合併等による株式の移転は制限することができませんでした。このため、会社にとって望ましくない相手に株式が分散してしまうことがありました。

しかし、新会社法では、定款で定めることにより、会社が相続等で移転した譲渡制限株式について、売渡請求を行うことができることになったため、会社の経営を安定させることができるようになりました。

この売渡請求を行う際には次の注意点があります。

**請求期限** 相続等があったことを知った日から一年以内に、株



主総会の特別決議（株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、かつその議決権の三分の二以上の賛成）を経て請求。 **売買価格**

株式の売買価格は当事者の協議によりますが、協議が整わない場合、裁判所に売買価格決定の申し立てができます。ただし、申し立ては売渡請求の日から二〇日以内に行う必要があります。 **財源規制** 余剰金分配可能額を超える買取りはできません。

### ■ ■ ■ 2 議決権制限株式の活用

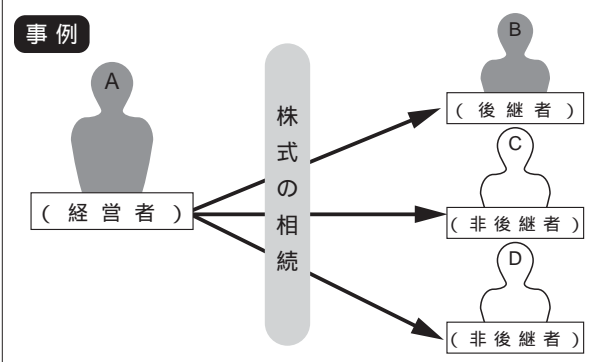
これまで、株式会社は議決権制限株式を発行済株式総数の二分の一までしか発行できませんでした。今度の新会社法では株式譲渡制限会社においては発行限度が撤廃されているため、事業承継者以外へ

相続する株式は、議決権制限株式とすることで、経営の安定を図ることが可能です。

### ■ ■ ■ 3 議決権や配当について 株主ごとの異なる取扱

これまで、株式会社では、原則として出資額に応じた議決権・配当を行うことになっていました。一方、有限会社では、定款に定めを置けば議決権の行使や配当などについて出資者ごとに異なる取扱ができるようになっていました。

#### <事業承継における新会社法の活用例>



新会社法では、株式譲渡制限会社においては、これまでの有限会社と同様の定めを定款に置くことができるようになります。これにより、事業承継者以外に相続される株式について、定款に定めることにより議決権を制限することができますようになりました。

#### 事業承継における 新会社法の活用例

上記のケースでは、民法上の均分相続などの権利により、B、C、Dに株式を均等に相続すると、株式が分散し、後継者Bの経営が不安定になります。

そこで、事例への対応例として、以下の方法が考えられます。

#### ■ ■ ■ 活用例1 相続による株式移 転の制限

C、Dへの相続による株式の移転について、定款に定めを置くことにより、移転後の株式について売渡請求を行うことができます。

#### ■ ■ ■ 活用例2 議決権制限株式の 活用

相続に先立って、C、Dに相続される株式を議決権制限株式に変

えておくことができます。C、D 相続分が株式総数の二分の一を超える場合であっても、議決権制限株式を利用することが可能です。

### 活用例3

#### 議決権について株主ごとの異なる取扱い

C、D に相続される株式について、定款の定めにより、議決権を制限することができます。

### ■ 新会社法Q&A

これまでの有限会社はどうなる？

特別な手続きは不要

全国の有限会社の数は約一八九万社といわれています。これらの有限会社は、特例有限会社として存続することになり、新会社法施行後も有限会社の商号をそのまま使用することが認められます。また、これまでの有限会社と同じ規制が適用されます。さらに、従来五〇名とされてきた社員（出資者）の員数制限は廃止され、最低資本金制度も無くなり、新株予約権や社債の発行が可能になります。つ

まり、規制が強化されることはありません。

特例有限会社として存続するのに特別な手続きは必要ありません（ただし、最低資本金規制の特例制度により設立された「確認有限会社」は定款変更が必要）。また、いつでも株式会社へ移行することが可能です。

新会社法では、株式譲渡制限会社においては、これまでの有限会社と同様の定めを定款に置くことができますようになります。これにより、事業承継者以外に相続される株式について、定款に定めることにより議決権を制限することができますようになります。

#### 株式譲渡制限会社とは？

全ての株式の譲渡を制限している株式会社のこと。新会社法では、有限会社制度の廃止により、株式譲渡制限会社であるかどうかが制度設計上の基準となっています。株式譲渡制限会社になれば、株式会社でありながら有限会社のような簡易な規制を選択可能です。

#### <参考>新・旧制度の比較

	これまでの株式会社	これまでの有限会社	新会社法での株式会社
根拠法令	商法第2編 商法特例法	有限会社法	新会社法
最低資本金	1000万円	300万円	なし
機 関	取締役会	必ず設置	任意で設置
	監査役	必ず設置	任意で設置
	取締役の数	3人以上	1人以上
	取締役・監査役の任期	取締役2年 監査役4年	制限なし
	その他		任意で設置 (株式会社譲渡制限会社の場合) 取締役会を置かない場合は 1人以上 置く場合は3人以上 取締役 原則2年 監査役 原則4年 ただし、株式譲渡制限会社の場合、定款で定めればそれぞれ最大10年まで延長可能 会計参与の設置が可能
そ 他	社債・新株予約券	発行可能	発行可能 (特例有限会社も発行可能)
	決算公告の義務	あり	あり
	会計監査人制度	あり	あり 任意で設置 (大会社は必ず設置)
	株主ごとの異なる取扱いの定め	定款に置けない	定款に置くことが可能
			任意で設置 (株式会社譲渡制限会社の場合)

大会社とは = 資本金5億円以上または負債総額200億円以上の株式会社

## 最低資本金特例制度の事後処理

最低資本金（株式会社1千万円、有限会社300万円）を準備することなく、資本金1円でも会社を設立することができる「最低資本金規制の特例措置」を利用して設立された会社は、平成15年2月の制度導入以降、今年1月までの3年間で3万3,543社（うち資本金1円企業1,538社）にのぼっています。

特例措置を利用するには、経済産業局に申請し、5年以内に増資して最低資本金を満たす旨を定款に定めていること等の確認を得る必要があります。会社法の施行に伴い、この特例措置を利用した会社は、同法施行後、増資をしなくても会社の存続はできますが定款変更の手続きが必要になります。

この最低資本金規制の特例を認められた会社（確認有限会社、確認株式会社）には、必ず定款に記載しなければならない事項として解散事由が定められています。

確認有限会社の定款には「資本の額を300万円

以上とする変更の登記又は株式会社、合名会社もしくは合資会社に組織を変更した場合にすべき登記の申請をしないで設立の日から5年を経過したとき又は新事業創出促進法第10条の2の規定により同法第10条第1項の確認を取り消されたとき」。

同様に、確認株式会社の定款には「資本の額を1千万円以上とする変更の登記又は有限会社、合名会社もしくは合資会社に組織を変更した場合にすべき登記の申請をしないで設立の日から5年を経過したとき又は新事業創出促進法第10条の2の規定により同法第10条第1項の確認を取り消されたとき」。

つまり、定款にこの「解散事由」が記載されたままだと、設立から5年経過時点で解散となります。そこで、定款を変更し、解散事由の抹消登記手続きをしなければなりません。ただし、株主総会の招集は不要で、取締役会設置会社であっては取締役会の決議、取締役会設置会社でない会社にあつては取締役の過半数の決定により、その定めを廃止する定款の変更をすることができるとされています。

## 株券のペーパーレス

二〇〇九年（平成二十一年）六月までに、上場株式が一律にペーパーレス化されます。

これにより印刷された株券がなくなり、株券の受け渡しも行われなくなります。

新会社法の施行により株券発行については原則と例外が反対になりまして、株券を発行しない旨の登記がある会社を除き、会社法施行前からの既存会社については「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、登記官の職権で株券発行会社である旨の登記がされません。

株券発行会社であつても公開会社（その発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社）でない株券発行会社は株主から請求がある時まで、株券を発行しないことができるので、とりあえず安心です。

## 比較・com、最低資本金規制の特例会社で初の上場へ

資本金が1千万円に満たなくても株式会社を設立できる最低資本金規制の特例を利用して創業した比較・com（東京・渋谷区、渡辺哲男社長）が、株式公開に漕ぎ着け、話題をさらいました。平成十五年八月の設立から三年未満のスピード上場となります。

平成十五年二月の制度導入以来、株式上場の例は初めてです。

起業のすそ野拡大などを目的とした特例制度の効果が表れ始めたこと評価する向きもあります。今後は最低資本金規制がなくなり、会社設立にあつてのインフラ整備は整ったといえるでしょう。

後は中身です。会社の継続性に疑義がないような会社がこれからも続くことが必要です。